

●不動産情報ネット「ふれんず」 広告掲載基準

不動産情報ネットふれんずのバナー出稿掲載に当たっては、次の掲載基準を満たすことを条件とします。

◆バナーの絵柄の中には会社名、ロゴマーク、製品・サービス内容のいずれかが表示されていること。

◆公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会が運営する不動産情報サイトである性格上、法令に違反する広告や公序良俗に反する広告のほか、次に掲げる内容を含むものについては掲載できません。

- 本会会員と競合する不動産サイトなどの広告
- 本会及び本会が運営する不動産情報ネット「ふれんず」の信頼・品位をそこなう広告
- 本会及び本会会員の利益を損なう広告
- 責任の所在が不明確なもの
- 社会秩序を乱す次のような表現或いはコンテンツ。
 - ※暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定、美化するもの。
 - ※醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの。
 - ※性に関する表現で、著しく猥褻性の高いもの。
 - ※その他風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれのあるもの。
 - ※投機、射幸心を著しくあおるもの。
 - ※医療、医薬品、化粧品において、効能・効果等が厚生省の承認する範囲を逸脱するもの。
 - ※非科学的または迷信に類するもので、ユーザーを迷わせたり、不安を与えるおそれがあるもの。
 - ※名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれがあるもの。
 - ※氏名、写真、談話および商標、著作物などを無断で利用したもの。
 - ※内外の国家、民族などの尊厳を傷つけるおそれのあるもの。
 - ※誤認混同を与えるおそれのあるもの、詐欺的なもの、いわゆる不良商法とみなされるもの。
 - ※公正な第三者機関の立証データ無しに「世界一」「No.1」等の表記をしているもの、また比較広告で公正取引委員会の定めるガイドラインに準じていないもの。
 - ※ユーザーに不快感を与える恐れがあると認められるもの。
 - ※高速振動や高速点滅イメージが連続するもの。視聴覚に悪影響を及ぼす危険性のあるもの。
 - ※上記の他、本会が不適切だと判断したもの。